事 務 連 絡 令和6年11月14日

> 厚生労働省健康·生活衛生局感染症対策部感染症対策課 予 防 接 種 課

麻しんの国内での報告数増加に伴う注意喚起について (協力依頼)

我が国では、麻しんについては、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。)において5類感染症に位置づけられており、第12条に基づき、麻しんの患者を診断した医師は、都道府県知事等に対して直ちに届け出ることを義務づけています。

麻しんについては、現在、海外における流行が報告されており、加えて国内に おいても報告数が増加していることから、今後、更に感染事例が増加することが 懸念されます。

つきましては、貴自治体におかれては、下記の通り、貴自治体管内の保健所及び医療機関等に対し、注意喚起を行っていただくとともに、「麻しんに関する特定感染症予防指針」(平成19年厚生労働省告示第442号。以下「特定感染症予防指針」という。)に基づく対応の徹底をお願いいたします。また、麻しんの臨床診断例などの疑い例及び検査診断例の発生届受理時には、下記の連絡先を確認いただき、自治体より厚生労働省及び国立感染症研究所への一報をお願い申し上げます。

これに伴い、「麻しんの国内伝播事例の増加に伴う注意喚起について(協力依頼)」(令和5年5月12日付け厚生労働省健康局結核感染症課・予防接種参事官室事務連絡)及び「麻しんの国内外での増加に伴う注意喚起について(再周知)」(令和6年2月26日付け厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課・予防接種課事務連絡)は廃止し、本事務連絡をもって代えることとします。なお、同様の事務連絡を公益社団法人日本医師会に発出していることを申し

添えます。

第一 自治体における対応

- 1 積極的疫学調査や検査の徹底を含め、特定感染症予防指針に基づく対応の 徹底を行うこと。
- 2 保健所においては、「麻疹発生時対応ガイドライン第二版:暫定改訂版」を 参考に、積極的疫学調査を実施すること。

https://www.niid.go.jp/niid/images/idsc/disease/measles/guideline/guideline02_20160603.pdf

- 3 臨床診断例などの疑い例については、特定感染症予防指針に基づき、地方衛生研究所等において、全例に対して核酸増幅法検査による確定検査を行うとともに、検査の結果、麻しんウイルスが検出された場合は、可能な限り、地方衛生研究所等において麻しんウイルスのゲノム配列の解析を実施し国に報告する又は国立感染症研究所に検体を送付すること。
- 4 麻しんの臨床診断例などの疑い例及び検査診断例の発生届受理時には、早期探知による対応等のために、以下の連絡先に、当該事例の感染症サーベイランスシステム報告 ID を送付すること。感染症サーベンランスシステム報告 ID が未付与または不明の場合は、届出保健所、年齢、性別、麻しん含有ワクチン接種歴、症状、現時点での検査状況と結果を送付すること。(メールの件名に「麻しん」と記載して厚生労働省と国立感染症研究所の両方に送付すること)
- 5 患者の行動歴等から広域にわたる麻しん事例の発生が危惧される又は実際 に発生がみられる時には、国や自治体間の連携が非常に重要となることから、 そのような事案の発生時においては国立感染症研究所への疫学調査支援の要 請を積極的に検討すること。

【4、5の連絡先】

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課

TEL: Email:

国立感染症研究所 実地疫学研究センター

TEL: Email:

6 麻しんの予防接種は麻しんの感染予防法として最も有効な手段であるところ、令和4年度の接種実績(※)は、自治体によって、接種率目標(95%)を下回っている。このため、各自治体におかれては、接種率目標(95%)に到達するよう、引き続き、積極的な接種勧奨に取り組むこと。

なお、「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う定期の予防接種の実施に係る対応について」(令和2年3月19日付け厚生労働省健康局健康課事務連絡)において、新型コロナウイルス感染症に起因する事情によりやむを得ず規定の接種時期を超えて定期接種を行った者については、予防接種法施行規則(昭和23年厚生省令第36号)第2条の8第3号に該当するものと取り扱って差し支えないこととしていたが、「予防接種法施行令の一部を改正する政令等の施行について(施行通知)」(令和6年3月29日付け厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部長通知)でお示ししているとおり、令和6年4月1日以降においては、同日以降に生じた新型コロナウイルス感染症に起因する事情により規定の接種時期内に定期接種を実施できなかった場合については、同号に該当しないため、取扱いに留意すること。

また、ワクチンの供給については、「乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチンの供給に係る対応等について」(令和6年10月15日付け事務連絡)において、乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチンの供給状況を踏まえた定期接種の確実な実施に係る対応について示しているため、参考にすること。

(※) 麻しん風しん予防接種の実施状況

https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou21/hashika.html (令和5年度の結果についても、近く本HPに掲載を予定しています)

第二 医療機関における対応

- 1 発熱や発しんを呈する患者を診察した際は、麻しんの可能性を念頭に置き、 海外渡航歴及び国内旅行歴を聴取し、麻しんの罹患歴及び予防接種歴を確認 するなど、麻しんを意識した診療を行うこと。
- 2 麻しんを疑った場合には、特定感染症予防指針に基づき、臨床診断をした時点で、感染症法第 12 条に基づき、まず臨床診断例として直ちに最寄りの保健所に届出を行うこと。
- 3 診断においては、血清 IgM 抗体検査等の血清抗体価の測定を実施するとと もに、地方衛生研究所等でのウイルス学的検査(※)の実施のため、保健所の 求めに応じて検体を提出すること。
 - (※) 血清 IgM 抗体は、他の疾患でも交差的に陽性となることがあることか

ら、必ずウイルス遺伝子検査を実施する必要がある。また、麻しんの疫学調査において、ウイルスのゲノム配列は極めて重要であることから、保健所は、感染症法 15 条に基づき、診断医療機関に対し、検体の提出を求めることがある。

- 4 医療従事者の麻しん含有ワクチン接種歴(2回以上の接種)を確認している ことが望ましい。
- 5 海外渡航予定のある者を診察する場合、2点について広く周知すること。
 - (1)海外渡航前の注意事項
 - ・ ウェブサイト等を参考に、渡航先の麻しんの流行状況を確認すること。
 - ・ 母子保健手帳などを確認し、過去の麻しんに対する予防接種歴、り患歴 を確認すること。
 - 過去2回接種した記録がない場合は、渡航前に予防接種を受けることを 検討すること。
 - ・ 麻しんのり患歴やワクチン接種歴が不明な場合は、抗体検査を受けることを検討すること。
 - (2) 麻しんの流行がみられる地域に渡航後の注意事項
 - ・ 渡航後、帰国後2週間程度は麻しん発症の可能性も考慮して健康状態に 注意すること。
 - ・ 発熱や咳そう、鼻水、眼の充血、全身の発しん等の症状が見られた場合 は、医療機関に受診すること。また受診時には、医療機関に麻しんの可 能性について伝達すること。
 - ・ 医療機関に受診する際には、医療機関の指示に従うとともに、可能な限 り公共交通機関を用いることなく受診すること。

第三 関係資料

上記の対応等に際し、必要に応じて、下記の関係資料を活用されたい。

・麻しんについて(厚生労働省)

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/kenkou/k
ekkaku-kansenshou/measles/index.html

・麻しんの感染事例に関する啓発チラシ https://www.mhlw.go.jp/content/001131749.pdf ・麻しんの予防接種に関する啓発チラシ https://www.mhlw.go.jp/content/001093670.pdf https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkakukansenshou21/d1/yobou_0227.pdf

・海外渡航者への麻しんの注意喚起(厚生労働省) https://www.mhlw.go.jp/content/001282794.pdf https://www.mhlw.go.jp/content/001282795.pdf

- ・麻しん対策・ガイドラインなど(国立感染症研究所)https://www.niid.go.jp/niid/ja/guidelines.html
- ・乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチンの供給状況について(令和6年 10月 15日付け事務連絡)

https://www.mhlw.go.jp/content/001243501.pdf